

## 北広島市立大曲中学校ホームページ運用ガイドライン

(本規定のねらい)

1. この規定は、北広島市立大曲中学校(以下「本校」という)におけるホームページの運用に関し、必要な項目を定めるものとする。

(ホームページ運用の基本)

2. 本校においてホームページを運用するにあたっては、その教育的効果に十分配慮し、「北広島市学校ホームページの管理運営基準（平成16年7月27日教育長決裁）」と本規定に基づき行うものとする。

(責任範囲)

3. 本校の定めるサーバー内にある学校のホームページに掲載された情報について、校長は責任を負う。

(ホームページ運用責任者)

4. 学校長はホームページ運用の適正を図るため、ホームページ運用責任者をおくものとする。

(リンク)

5. 本校のホームページに対する他からのリンクは、教育目的のものについては原則自由とする。また著作権表示を明確にし、ページの複製等については、本校校長の同意の上、認める旨をホームページ上に明記する。
6. 本校のホームページから他のページへのリンクは、教育的効果を十分配慮し、設定するものとする。有害情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。

(個人情報・著作権・掲載について)

7. ホームページに掲載するにあたっては、生徒及び教職員の個人情報は原則として記載しないものとする。ただし、教育活動の様子、活動の成果等の紹介が教育活動の目的を達成するために必要であると校長が必要と判断した場合には事前に本人・保護者の同意を得たものについてのみ掲載するものとする。
8. 写真や映像を記載する場合は、原則として本人・保護者に記載の同意を得るものとする。ただし、集合写真や活動風景写真の遠景撮影は、サイズの縮小等により配慮した場合は同意を得る必要はないものとし、個人が特定できない範囲で記載するものとする。
9. 掲載された情報(絵画や作文等)の著作権は作成した教師、生徒がもち、ホームページ上では、学校名で掲載する。個人情報の掲載が不可欠な場合に限り、氏名・学年に限定して掲載することもある。

10. 次にあげるものについては掲載を禁止する。
- 法令や条例に違反するものや、そのおそれがあるもの
  - 政治活動、宗教活動、選挙運動等を行う内容
  - 人格及びプライバシーを侵害する内容
  - 他人の知的財産権及び知的成果を侵害する内容
  - 個人、団体等を誹謗中傷する内容
  - 公序良俗に反するもの
  - 生徒及び保護者、教職員、地域の方の住所、電話番号、生年月日及び成績等の個人情報に関するもの
  - ネットワークの管理運営に支障をきたす内容
  - その他、品位に欠ける内容
11. 公開ホームページに掲載する情報が、次に該当するときは、当該権利保有者の権利を侵害することのないよう、適切な措置をとること。
- 書籍、雑誌等の出版物に掲載されている図面、写真を複製すること
  - 書籍、雑誌等の出版物に掲載されている文書を引用する場合
  - CD、DVD等のデジタル画像、音声、動画等を紹介する場合
  - アナログ画像や音声をデジタル化して掲載する場合
  - 著作権を有するデータ等を掲載する場合
  - 特許庁登録や権利保護の対象となっている意匠、商標を使用する場合
  - 個人の肖像等を掲載する場合

(セキュリティ)

12. パスワードの管理
- (1) 各種パスワードは、情報の安全管理のため適切に設定する。
  - (2) パスワードは、校長・教頭・取扱責任者および必要最小限の教職員にのみ通知する。
  - (3) 定期的にパスワードを変更して、情報の漏洩や改ざん、インターネット設備の被害に備える。

(教師による指導の徹底)

13. インターネットを生徒が利用する場合には、ガイドライン及び記事ガイドラインに準じ、十分なモラル指導と、個人情報保護に留意するものとする。

(インターネット利用規定の見直し)

14. 学校教育におけるホームページ利用の進展に伴い、この校内規定に示した事項の見直しの必要が生じたときは、ガイドラインの規定と照らして、校内において十分な検討を経て、基準の見直しを行うものとする。

(本規定の運用)

14. 本規定の運用は、平成 18 年 6 月 1 日からとする。